

# 実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

～労基法違反を犯さないために、元監督官の講師が分かりやすく解説します～

(一社) 池袋労働基準協会

主催 (一社) 新宿労働基準協会 (幹事)

労働基準監督署による臨検監督においては、労働時間、割増賃金等の基本的事項について、過半数の事業場で法違反が指摘されています。労基法違反に対しては、是正勧告ばかりでなく、刑事罰が科されることがあります。

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。新任担当者を含め、多数ご参加下さい。

1 日 時 2021年6月17日(木) 10:00～16:30 (開場・受付は9:30～)

2 場 所 「BIZ新宿 研修室A」 新宿区西新宿6-8-2 (裏面地図参照)

3 内 容

- ・労働者と請負の違いとは?                      ・管理監督者とは?                      ・賃金支払いの5原則
- ・労働契約と解雇・退職の手続き                      ・労働時間の適正な把握と36協定による上限規制
- ・割増賃金                      ・変形労働時間制の運用                      ・年次有給休暇制度と時季指定義務
- ・就業規則の整備と運用                      ・賃金請求権の消滅時効期間の延長
- ・労基法違反と会社の刑事責任

4 講 師 北岡社会保険労務士事務所代表 (元労働基準監督官)

東洋大学法学部講師 北岡 大介 氏

主な著書 「働き方改革」まるわかり (日本経済新聞出版社)

「同一労働同一賃金」はやわかり (日本経済新聞出版社)

5 受講料 (テキスト代、消費税含む) 協会会員は5,500円 非会員は6,600円

2021年6月10日(木)までに下記銀行口座にお振込み下さい。

みずほ銀行 池袋支店 普通預金 口座番号 2849582

口座名義 一般社団法人池袋労働基準協会 特別会費口

※振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい (例617 ○○カイシャ等)。

6月10日までのお取消しは受講料を全額返還します。

振込手数料はご負担下さい。以降の取消しは返還できません。

6 受講申込 (定員40名)

裏面申込書にご記入の上、(一社)池袋労働基準協会宛FAX (03-3988-6366) によりお申込みください。

7 お問合せ先 (一社) 池袋労働基準協会

豊島区池袋1-8-8 池袋労働基準協会ビル2F TEL03-3988-6344

講習会当日は、この申込書（コピー可）をご持参ください。

申込受付欄	受付日		受講番号	
-------	-----	--	------	--

## 実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」 講習会 Fax 申込書 兼 受講票

実施日：2021年6月17日(木)  
10:00~16:30 開場・受付 9:30~

申込書 Fax 送付先 (一社)池袋労働基準協会 事務局 あて  
Fax 03-3988-6366

いずれか、○をお付け下さい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿協会会員・三田協会会員・品川協会会員・大田協会会員</li> <li>・渋谷協会会員・池袋協会会員・向島協会会員／協会会員以外</li> </ul>		
事業所名			
所在地	〒		
電話		Fax (返信用)	
お申込担当者 部署・氏名			
受講者氏名			

- 注：① 個人情報とは本講習会以外の目的に利用することはありません。  
 ② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提出下さい。  
 ③ 2名様以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。  
 ④ 受講に当たりましては、マスクをご着用ください。  
 ⑤ 発熱等の症状がある場合は、受講をご遠慮ください。

### 会場案内図



協会 使用欄	
-----------	--